



# 島根県報

令和元年12月13日（金）

号外 第 8 5 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する 規則 (森 林 整 備 課) 2

## 公布された条例等のあらまし

◇鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第50号）

## 1 規則の概要

自然公園法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う規定及び様式の整理（第25条・様式第24号・様式第29号・様式第35号関係）

## 2 施行期日

令和元年12月14日から施行することとした。

## 規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第50号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第25条第6項及び様式第24号別紙中「ホ」を「へ」に改める。

様式第29号中「ホ」を「へ」に、

- 「1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 」
- を
- 「1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第32条の3第7項及び第32条の11第

1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

6 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
に改める。」

様式第35号別紙中「ホ」を「へ」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。